稚内市
高齢者虐待対応マニュアル

令和３年３月

稚内市生活福祉部　長寿あんしん課
（稚内市地域包括支援センター）

はじめに

介護保険制度の普及とともに、高齢者への虐待が家庭や介護施設などで表面化し社会問題となる中、平成 17 年１１月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という）が成立し、平成 18 年４月から施行されました。

本市でも高齢者虐待防止法の主旨を踏まえ、高齢者虐待を防止し、養護者の支援を行いその負担軽減を図るため、早期発見、対応、関係機関との連携が円滑となるよう平成 20 年５月に稚内市高齢者虐待対応マニュアルを作成しました。

今日までに、地域や関係機関の皆様にご協力いただきながら、高齢者の権利擁護に努めてまいりましたが、全国的にも高齢者虐待は増加傾向にあり、本市においては増加とまではいかないまでもその内容は深刻化、複雑化している状況です。

本市といたしましては、虐待に発展させない予防的関わり、早期発見、対応が特に重要と考えており、地域や関係機関の皆様と共通の認識を持った対応ができるよう、この度稚内市高齢者虐待対応マニュアルを改訂することとなりました。

今後も高齢者が尊厳をもって地域で安心して暮らしていただけるよう、本マニュアルを活用した研修会の開催、市民への普及啓発などに努めてまいります。本マニュアルがより適切な対応や虐待防止推進の一助となれば幸いです。

なお、本マニュアル作成にあたり、貴重なご意見、ご協力を頂きました稚内市高齢者虐待防止連絡会議の構成団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和３年３月

稚内市

目次

第１章　高齢者虐待防止法と基本的視点
１　マニュアルの趣旨・目的　４
２　高齢者虐待防止法のポイント　４
３　養護者による高齢者虐待類型の例　５
４　養介護施設従事者等による高齢者虐待類型の例　７
５　高齢者虐待において着目すべき点　１０
６　高齢者虐待防止ネットワークの構築　１１

第２章　養護者による高齢者虐待の対応
１　高齢者虐待の予防　１４
２　養護者による高齢者虐待対応フローチャート　１６
３　各機関の基本的な役割とフローにおける対応の分担　１７
４　高齢者虐待の早期発見・相談・通報　１９
５　行政権限の行使等　２０
６　養護者（家族等）への支援　２２
７　財産上の不当取引による被害の防止　２３
８　成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用　２４

第３章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応
１　養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フローチャート
　～北海道が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合～　２６
２　養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フローチャート
　～市が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合～　２７
３　市による相談・通報・届出への対応　２８
４　事実の確認・道への報告　２９
５　養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表　３０
６　身体拘束に対する考え方　３０
７　不適切な介護や対応について　３２
８　養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因　３２
９　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止　３４

第４章　Ｑ＆Ａ
　３８

第５章　資料

１　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律　４２
２　高齢者への虐待発見チェックリスト　５４
３　稚内市高齢者虐待防止連絡会議実施要領　５７
４　参考文献・資料等　５９

第１章

高齢者虐待防止法と基本的視点

１　マニュアルの趣旨・目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあることから、高齢者虐待の防止等に関する国や地方公共団体、及び国民の責務を定めました。そして、高齢者虐待の防止や養護者への支援を促進することで、高齢者の権利や利益を守ることを目指しています。

この法律に基づいて、虐待を受けている高齢者を保護し、養護者に対して適切な支援を行うこと、高齢者に関わる関係者が共通理解を深めて早期発見や虐待防止に役立てることを目的に、「稚内市高齢者虐待対応マニュアル」を作成しています。

２　高齢者虐待防止法のポイント

・正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、虐待を受けている高齢者だけではなく、養護者も支援の対象であることが明記されています。

・高齢者とは「６５歳以上の者」と定義されます。ただし、65 歳未満で養介護施設の入所者や養介護事業に係るサービスを利用する障がい者は、高齢者とみなし対応します。

・高齢者虐待は、以下のように「養護者による高齢者虐待」と「養介護従事者等による虐待」の２つに大別されます。

<table>
<tr><th>養護者による高齢者虐待</th><th>養介護施設従事者等による高齢者虐待</th></tr>
<tr><td>[市町村の責務]
相談・通報受理、居室確保、養護者の支援

[都道府県の責務]
市町村の施策への援助等</td><td>[市町村の責務]
相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限行使
[都道府県の責務]
老人福祉法•介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表
[設置者等の責務]
当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施</td></tr>
<tr><td> 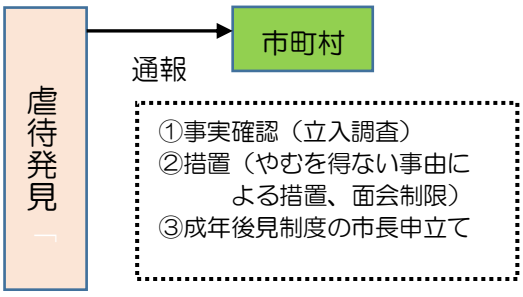
</td><td> 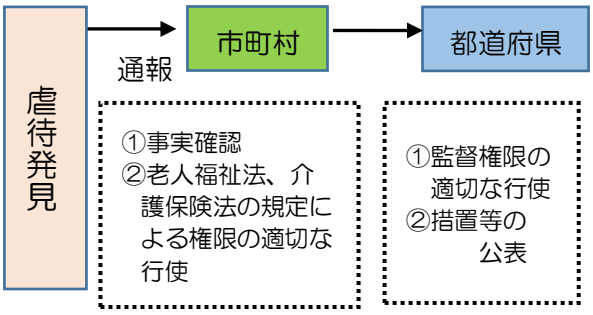
</td></tr>
</table>

・養護者とは「高齢者を現に養護する者」のことで、同居の有無や親族であるかどうかは関係ありません。
・互いに自立した 65 歳以上の夫婦間での暴力等は、高齢者虐待防止法の対象外となり、ＤＶ法や刑法等で対応します。しかし、通報の段階で判断が難しい時は「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、担当課や関係機関につなぎます。
・養介護施設従事者とは「介護保険法、老人福祉法で規定されている施設・事業の業務に従事している者」を指します（ケアマネジャー等、直接介護に従事していない職種も含む）。
・養護者による高齢者虐待は、市町村や地域包括支援センターが通報を受けて対応します。
・養介護施設従事者等による高齢者虐待は、市町村が通報を受け、必要に応じて都道府県と連携して対応します。
・高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、通報義務があります。
・介護、福祉、保健医療等の関係者に、早期発見の努力義務や協力義務があります。
・財産上の不当取引の防止として、消費者被害の防止についても明記されています。
・成年後見制度の利用促進を求めています。

３　養護者による高齢者虐待類型の例

（1）身体的虐待

内容と具体的な例
①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など **②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為** ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など **③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為** ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など **④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為** ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など

（2）介護・世話の放棄・放任

内容と具体的な例
①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣類、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など **②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。** ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など **③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。** ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など

（3）心理的虐待

内容と具体的な例
○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片付けをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等の団らんから排除する。など

（4）性的虐待

内容と具体的な例
○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな行為、または同様の映像や写真を見せる。

（5）経済的虐待

内容と具体的な例
○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など

※セルフネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなど、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。

しかし、支援が必要な状況であることに変わりはなく、必要に応じて高齢者虐待に応じた対応が行えるよう関係機関と連携し対応していきます。資料編５５ページにセルフネグレクトに見られるサインを記載していますのでご確認下さい。

４　養介護施設従事者等による高齢者虐待類型の例

（1）身体的虐待

内容と具体的な例
①暴力的行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など **②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為** ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 **③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制**

（2）介護・世話の放棄・放任

内容と具体的な例
①必要とされる介護や世話を怠り、 高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など **②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為** ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など **③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為** ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器があっても使用させない。など **④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置** ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など **⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。**

（3）心理的虐待

内容と具体的な例
①威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などど言い脅す。など **②侮辱的な発言、態度** ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など **③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度** ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。

・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。
など

④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など

⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など

⑥その他

・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

（4）性的虐待

内容と具体的な例
○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、オムツ交換をしたりする。またその場面をみせないための配慮をしない。など

（5）経済的虐待

内容と具体的な例
○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

５　高齢者虐待において着目すべき点

（１）被虐待者の「自覚」は問わない

被虐待者が、自分が虐待されていると自覚しているかは問題になりません。また、自分が本当は虐待を受けていると感じながらも、第三者に対しては虐待者をかばい、これを認めなかったり、あきらめてしまっている場合（パワーレス状態）もあります。

客観的に見て、権利が侵害された状態に置かれている場合には、高齢者虐待に当たるものとして、必要な介入や支援の対象と考えるべきです。

（２）虐待をしているという「自覚」は問わない

一生懸命に高齢者本人を介護していたり、介護の正しい方法がわからないことで、結果として不適切な状態を招き、虐待につながっていることもあります。

行為を行っている人に虐待であるという自覚があるか否かにかかわらず、その行為の結果が高齢者本人の権利を侵害していれば、高齢者虐待とみなし、何らかの支援を行う必要があります。

（３）高齢者の安全確保を優先させる

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。

本人が分離を望んでいなくても、本人の生命・身体の保護のため必要があれば「やむを得ない事由による措置」を実施しなければなりません。

（４）常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が求められます。

（５）関係機関と連携して援助する

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が責任を持つ役割を担うことが規定

されています。

複合的な問題を抱える事例に対しては、庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関（介護支援専門員や介護サービス事業所等を含む）との連携が不可欠です。また、「事実確認」「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがあります。

６　高齢者虐待防止ネットワークの構築

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しなければならないとされています（法第 16 条）。

市では「稚内市高齢者虐待防止連絡会議」を設置し、内容に応じて構成団体から必要な職員を参集し「虐待ケース会議」を開催できる体制を整えています（資料編 57 ページ）。

第２章

養護者による高齢者虐待の対応

１　高齢者虐待の予防

（1）リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。発生要因としては、以下の表のようなものが考えられますが、これらは高齢者や養護者・家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

虐待の主なリスク要因

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
・加齢や怪我による ADL（日常生活自立度）の低下 ・認知症の発症、悪化 ・パワレス状態（無気力状態） ・疾病、障害がある ・要介護状態 ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの虐待者との人間関係の悪さ、希薄、孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・養護者との依存関係	・パワーレス状態（無気力状態） ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・依存症（アルコール、ギャンブル等） ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過からの人間関係の悪さ ・性格的な偏り ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢、障害に対する無理解） ・介護負担による心身、経済的なストレス） ・養護者自身の疾病、障害 ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立	・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け ・暴力の世代間、家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習、ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

もちろん、多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行うことが重要です。リスク要因に対し、適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

（２）養護者に対する支援

リスク要因を有する家庭を把握した場合には、その要因を分析し、養護者に対し適切な支援を行うことで、高齢者に対する虐待を未然に防ぐことが可能になります。

具体的には、１７ページの「５　養護者（家族等）への支援」の項目を参照してください。

（３）高齢者虐待の啓発

高齢者虐待の発生を予防するためには、住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりが求められます。

高齢者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。特に、認知症の高齢者を介護する養護者・家族等にとっては親や配偶者が認知症になったという事実を受け入れることができない、あるいは認知症によって引き起こされる言動に対してどうして良いかわからないなど、混乱を招きやすい状況があります。

また、認知症の高齢者自身も、養護者・家族等の言うことが理解できず、場合によっては叩いたり怒鳴るなどの行為に至ってしまうこともあります。

高齢者虐待については、高齢者本人とともに養護者・家族等に対する支援も必要であるということを、住民や地域に広く理解してもらう必要があります。市の出前講座で、高齢者虐待についてのメニューもございますので、ぜひご活用ください。

（４）認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

（３）でも触れましたが、養護者・家族等が認知症を理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症状の悪化につながる場合もあります。また、養護者・家族等に認知症に対する正しい認識がないために、必要な医療や介護を受けられないこともあります。養護者の支援のためにも必要なサービスの利用につなげることが求められます。

そこで、認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて、養護者・家族等や地域住民に理解がなされるような取組が必要となってきます。市では認知症に関する研修会の開催や出前講座で認知症サポーター養成講座を行っています。

その他、介護負担の軽減や居場所づくり、認知症介護に関する身近な相談窓口として、認知症家族会の「ほっとする会」や認知症カフェ「オレンジカフェ」の開催支援を行っています。詳細は地域包括支援センターまでお問い合わせください。

２　養護者による高齢者虐待対応フローチャート

黄色 は関係機関等、 水色 は主に市、 緑色 は各関係機関で協力して対応します。

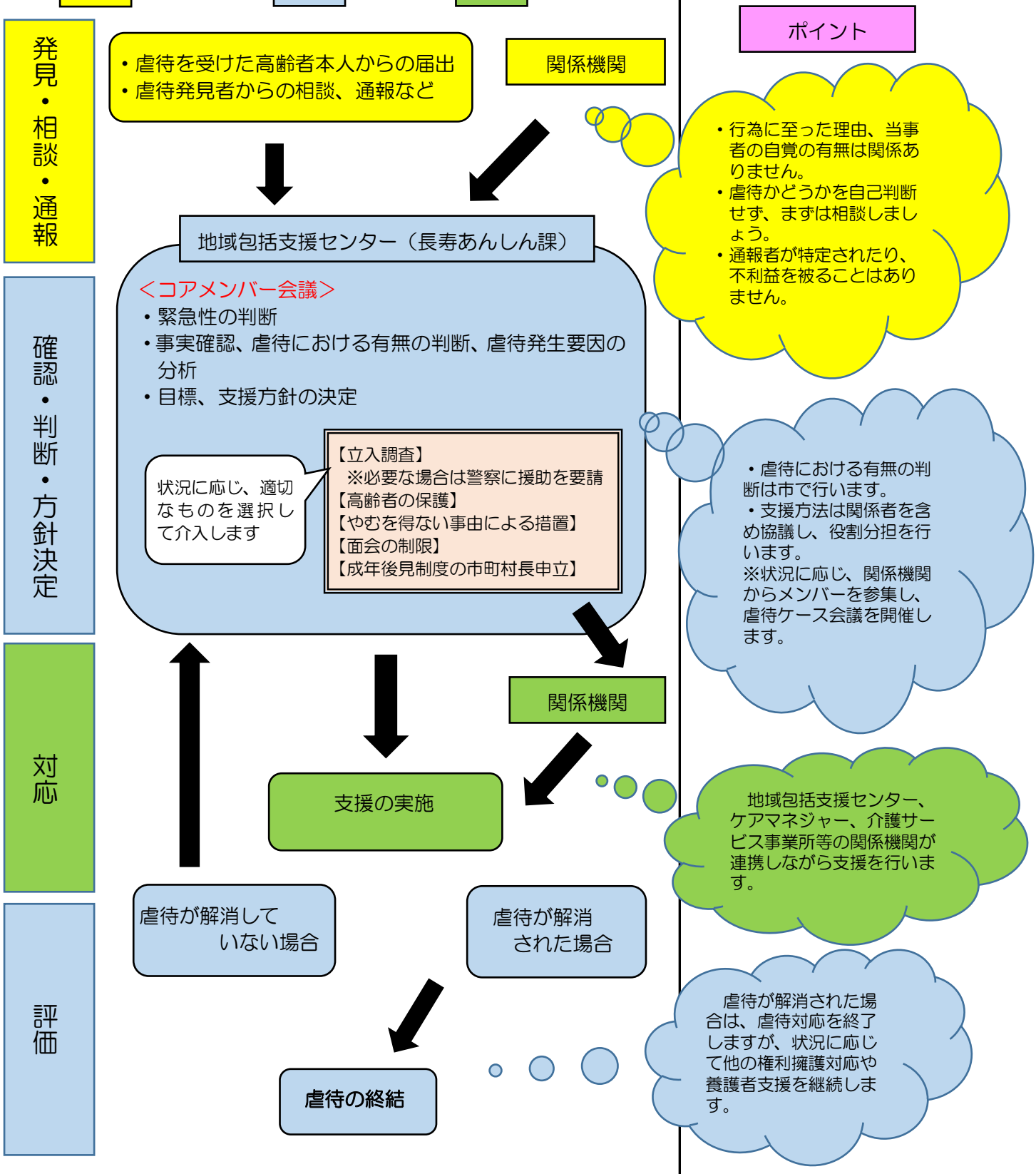

３　各機関の基本的な役割とフローにおける対応の分担

◎～主で対応すべきことや強く期待されること
〇～協力や対応が期待されること
△～必要に応じて協力や対応が求められること

機　関	内　容	発見 相談 通報	事実確認 虐待判断	方針 決定	対応 支援
①地域包括支援センター	高齢者虐待の通報・届出に基づき、高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を実施するとともに、関係機関と対応について協議し、虐待終結に向けて対応します。	◎	◎	◎	◎
②長寿あんしん課	通報・届出に基づき、地域包括支援センターと緊急性の判断や高齢者虐待の有無について検討し、適切に措置等の行政権限を行使します。	◎	◎	◎	〇
③健康づくり課	保健師は日頃から保健活動等で、家庭訪問する機会があり、専門的知見により家庭の状況を把握します。	◎	△	△	〇
④稚内市福祉事務所 （社会福祉課）	生活保護の相談に応じ、生活保護の受給者に対しては、自立に向けて必要な指導や助言を行います。特に生活困窮が虐待の要因になっていることも多く、虐待のサインを見逃さないよう、家庭の状況を注意深く観察することが求められます。	◎	△	△	〇
⑤在宅介護支援センター	在宅の高齢者や家族に対し総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスを総合的に受けられるように長寿あんしん課や地域包括支援センターと連携します。	◎	△	△	〇
⑥居宅介護支援事業所 （ケアマネジャー）	高齢者や養護者双方の状態を理解しており、相談役とともに虐待にいち早く気づくことが期待されます。サービス事業所等と連携し、適切に相談や通報につなげることが必要です。虐待が見られた場合は、ケアマネジメントに反映し、必要に応じてケアプランの変更も行います。	◎	△	△	〇

⑦介護保険サービス事業者	日常の業務の中で、高齢者虐待のサインを見逃さないよう、常に注意深く高齢者や家族の状況を観察します。 虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、速やかにケアマネジャーに報告します。また、地域包括支援センターに相談や通報をします。	◎	△	△	○
⑧医療機関	医療機関には、診療を通して不審な怪我やアザ等を把握したり、高齢者本人や家庭の変化に気づくことが期待されます。医師は、高齢者虐待の通報（努力）義務者として、早期発見に大きな役割を担います。	◎	△	△	○
⑨民生委員	民生委員は高齢者世帯の実態調査を行っており、日頃から家庭の様子等を把握しています。介護が必要な高齢者世帯やグレーゾーンの世帯が地域から孤立しないように見守ったり、地域包括支援センター等の相談機関につなげます。	◎	△	△	○
⑩社会福祉協議会	地域福祉の要として保健・医療・福祉・その他町内会との連携を図り、地域の支え合いの活動をしています。	◎	△	△	○
⑪保健所	保健所は、精神保健・難病対策等の専門相談などを行っており、管轄内市町村において、精神障害や難病等が絡んだ虐待事例が発生した場合は、保健センター等に対し助言や支援を行います。	◎	△	△	○
⑫警察	生活安全に関する相談などを受け、地域での見回りや見守りを行います。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、稚内市長へ高齢者虐待事案通報票を発出し、通報します。 また、市が立入調査をする際、市の援助要請を受けて、円滑な調査ができるよう同行します。	◎	○	△	○
⑬地域住民	近所で虐待を受け、又は受けている恐れのある高齢者を発見した時は、その情報を民生委員又は、地域包括支援センターへ通報します。また、在宅介護チームの一員として、安否確認や見守り活動を行うことなども期待されています。	◎	△	△	△

４　高齢者虐待の早期発見・相談・通報

虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、また虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、知られたくない思いや忘れてしまうことがあるため、虐待の事実を訴えにくく、家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業者等の関係者が高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気づくことが大切です。

高齢者虐待が疑われる場合のサインを「高齢者虐待発見チェックリスト」として掲載しましたので活用してください。（資料編５４ページ）。これらのうち複数の項目にあてはまると虐待の可能性が高くなります。ただし、ここに記載したサインはあくまでも例示であり、他にも様々なサインがあることを踏まえておくことが必要です。

また、「虐待だから知らせよう」と思うとつい、「これは虐待なのか…」と悩んでしまいます。「虐待が起こりそうだから言っておこう」「虐待になる前に相談しよう」と考えましょう。

＜稚内市の高齢者虐待に関する相談窓口＞

☆稚内市地域包括支援センター　　☎２３―８５８５
☆稚内市長寿あんしん課　　☎２３－６４５８
※夜間緊急時は稚内市役所（２３－６１６１）までご連絡ください。

（１）高齢者虐待の相談・通報・届出

①通報義務

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに、これを市町村に通報しなければならないとされています（法第７条）。

相談や通報については、高齢者虐待において着目すべき点（１０ページ）も参考にして下さい。なお、通報に関しては「通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と定められており、通報又は届出をした方が特定されることはありません（法第８条）。

②通報努力義務

①以外の場合でも高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならないとされています（法第７条）。

「虐待だから通報しよう」と考えてしまうと「これは虐待だろうか」と悩んでしまい、結果、相談や通報につながるのが遅れてしまいます。虐待として対応が必要かどうかは、通報者に判断を求めるのではなく市が判断しますので、「高齢者にとって不適切な状況」や「判断に迷う状況」と感じた時を相談や通報の時期と捉えるようにしてください。

③高齢者虐待防止法の意義

高齢者虐待防止法では、高齢者の権利を護ることを目指しており、虐待をした養護者を処罰することを目的とはしていません。相談、通報することで養護者を犯罪者にしてしまうと考えがちですが、養護者の支援を法律のタイトルにも掲げており、高齢者のみではなく養護者自身も支援の対象とし虐待を解消できるように対応していきます。

また、市では「虐待がある」と判断した事例すべてにおいて「これは虐待である」と高齢者本人や養護者に伝えるわけではありません。「虐待の判断」＝「虐待と伝える」ではなく、現在の状況を虐待と捉え、社会的支援を組み立てなおす必要があると捉えています。

５　行政権限の行使等

（１）立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、緊急的な対応措置として行政権限で認められている立入調査の実施について検討します（法第 11 条）。

また、立入調査の際には必要に応じて、高齢者の居住地を管轄する警察署長に対して援助を求めます（法第 12 条）。

（２）高齢者の保護

①養護者との分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

また、これによって、高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

②やむを得ない事由による措置

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を検討します(法第９条)。

このことにより、市長が職権により介護保険サービスを利用させることができます。
利用できるサービスは以下のとおりです。

やむを得ない事由による措置のサービス種類

・訪問介護	・通所介護	・短期入所生活介護
・小規模多機能型居宅介護	・認知症対応型共同生活介護	・特別養護老人ホーム

③養護老人ホームへの措置

なお、老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」ではありませんが、養護老人ホームに措置することもあります。

④虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講じます（法第 10 条）。

〇居室の確保等

高齢者虐待防止法に規定する「居室を確保するための措置」としては、施設によってベッドの空き状況などが異なることから、関係機関の理解や協力をいただきながら対応していきます。介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象とはなりません。

（3）面会の制限

老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」がとられた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会における制限について検討します（法第 13 条）。

〇施設側の対応について

高齢者虐待防止法では、養介護施設長も面会を制限することができるとありますが、その際には事前に市長と協議を行うことが望ましいと考えられます。

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市職員に面会の要望について連絡し判断をあおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う市が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方での役割分担が必要となります。

〇契約入所や入院等の場合

虐待を受けた高齢者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設

入所や医療機関に入院した場合、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合でも、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、前述の通り虐待対応の一環として、市長と施設長等が十分に協議し、一定の基準に従って施設管理権による面会制限を行うことができます。養護者に対して高齢者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。

６　養護者（家族等）への支援

（１）養護者（家族等）支援の意義

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが求められています（法第 14 条）。

高齢者虐待事例への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要です。

高齢者が重度の要介護状態にあったり、養護者に認知症に対する正しい理解や介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、高齢者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、高齢者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が必要です。養護者に対する支援を行う際には、以下の視点で、必要に応じ関係機関の協力をいただきながら対応していきます。

①養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努めます。

②介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

国の対応状況等調査結果では、養護者による高齢者虐待の主な発生要因が「介護疲れ・介護ストレス」となっていることから、介護保険サービスや各種地域資源の利用を勧めたり、介護方法の助言や家族会への参加を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

③養護者自身の抱える課題への対応

養護者が虐待発生の要因と直接・間接に関係する疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合や虐待が解消した後も養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行います。

７　財産上の不当取引による被害の防止

（１）被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介します（法第 27 条）。

【相談窓口】

○稚内市消費者センター

TEL：（0162）23-4134

（平日）10：00～16：00（ただし、祝祭日は除く）

所在地：稚内市中央４丁目 16 番２号　稚内市保健福祉センター2 階

○稚内市無料法律相談

市民の皆さんの法律に関する悩み事の解決を図るため、旭川弁護士会から弁護士を招いて「無料法律相談」を実施しています。相談受付は予約制となります。

TEL：（0162）23-6413　稚内市役所　くらし環境課

○日本司法センター　法テラス

TEL：0570-078374

（平日）９：00～21：00　　（土曜日）９：00～17：00

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料で案内しています。（情報提供義務）。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替を行っています（民事法律扶助義務）。

（２）成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応を検討します。

８　成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用

（１）成年後見制度

①制度の概要

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上保護を行う制度です。

高齢者虐待への対応に関しても、認知症等によって高齢者本人の判断能力が不十分な状態の場合には成年後見制度の活用が一つの有効な支援手段となります。

②市長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うことが規定されています（法第９条）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、周知がされていない、利用につなげるための取組が積極的に行われていない等の理由により制度の利用は十分とはいえませんでした。こうした点を踏まえ、高齢者虐待防止法には、成年後見制度の周知・普及を図ることも規定されています。

緊急性が高いと判断される場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取消権を行使するなど、審判前の保全処分を検討します。

（２）日常生活自立支援事業

①制度の概要

日常生活自立支援事業とは、判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを受けることができない方のために、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、地域で自立した生活が送られるように支援する制度です。

②対象者

・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等のある方で判断能力が十分でない方
・「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」

※北海道では平成 28 年 4 月以降は、今まで在宅と考えていた「グループホーム」や「高齢者住宅」、「老人保健施設」等については対象外となりました。

詳細は、事業を実施している稚内市社会福祉協議会にお尋ね下さい。

第３章

養介護施設従事者等による
高齢者虐待の対応

1　養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フローチャート

～北海道（以下「道」という）が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合～

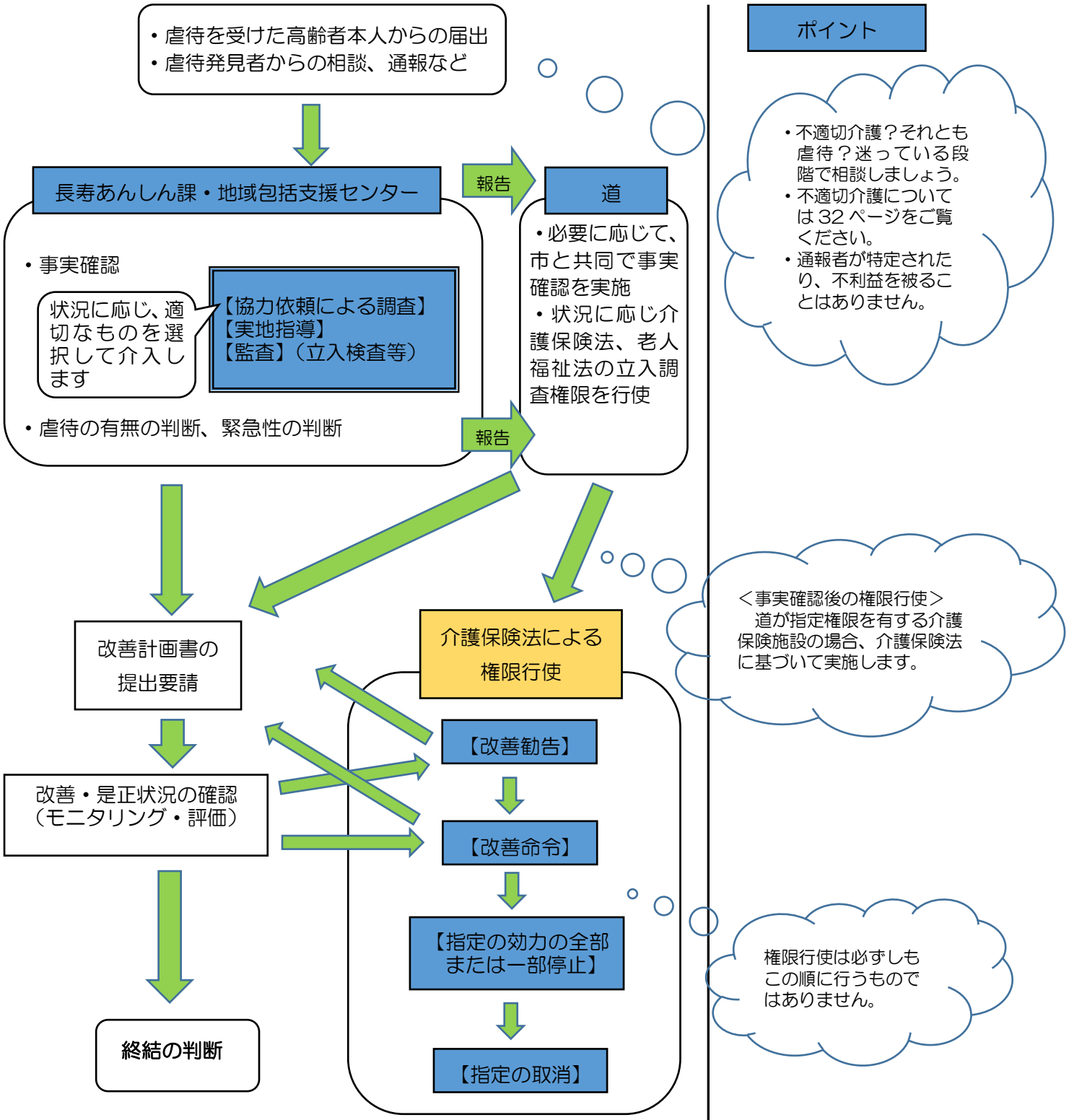

２　養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フローチャート
～市が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合～

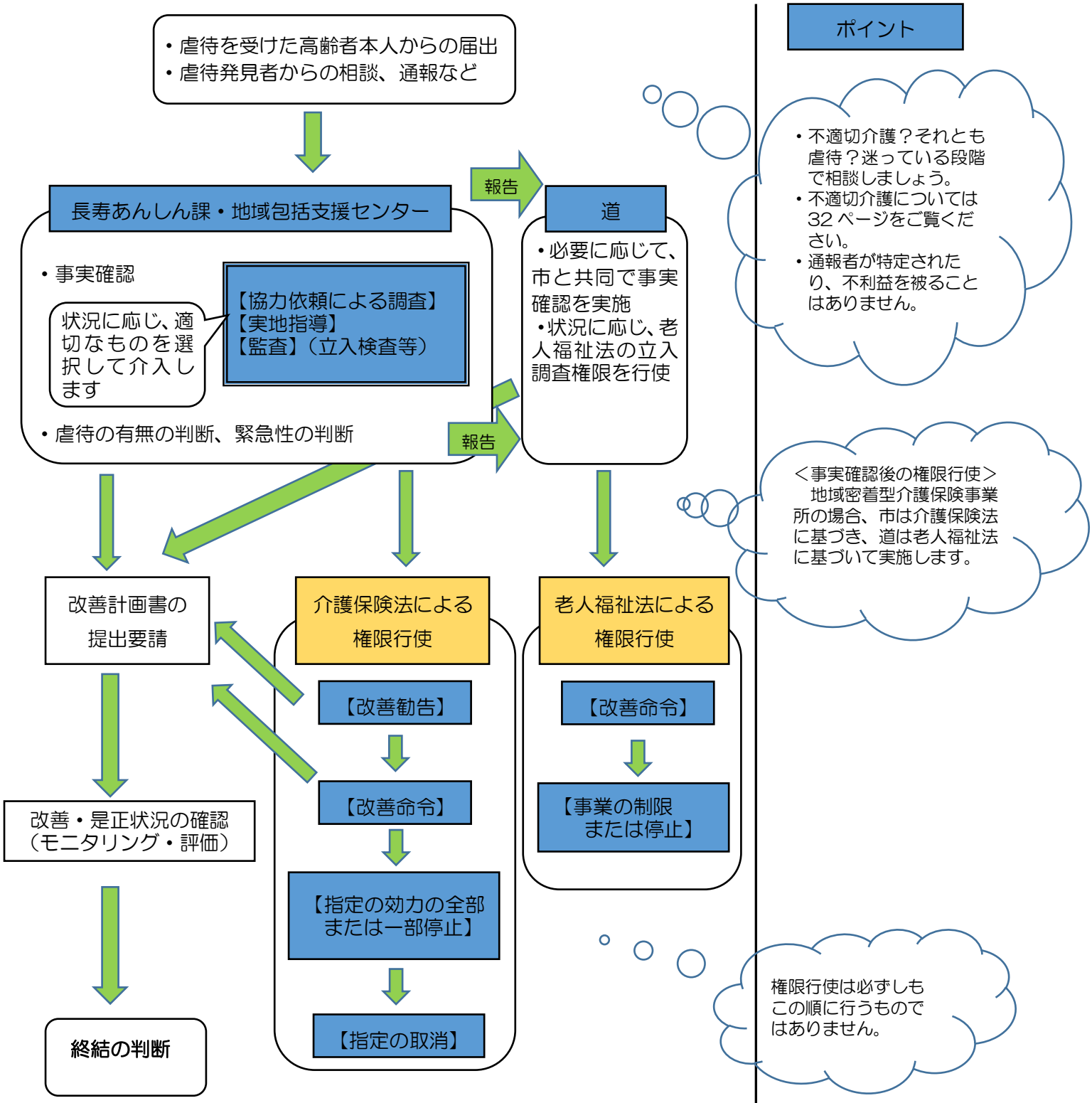

３　市による相談・通報・届出への対応

（１）通報等の対象

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等を規定しています（法第21 条）。

養介護施設・養介護事業所（以下「養介護施設等」という。）は、職員に対し虐待防止教育を実施するだけではなく、虐待発見時の通報義務があることを周知しなければなりません。また、施設内では利用者の外傷等の事故報告書から、虐待の疑いを見逃さないことが重要です。

（２）高齢者の居住地と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所している養介護施設等の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等がどちらの市町村に寄せられるかは予測できません。通報等への対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行うこととし、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぎます。

施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合にも、通報等への対応は施設所在地の市町村が行います。

（３）相談・通報等受理後の対応

相談・通報等受理後の対応については、基本的には、養護者による虐待への対応の場合と同様です。

（４）通報者の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。養介護施設従事者等が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮します（法第 23 条）。

（５）通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、下記のように規定されています（法第 21 条）。

①刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものとして解釈してはならないこと（この旨は、養介護者による高齢者虐待についても同様）。

②養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をした

ことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

４　事実の確認・道への報告

（1）市による事実の確認

通報等を受けた市は、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設等及び、虐待を受けたと思われる高齢者に対して実施します。

こうした事実確認等は、基本的には、当該養介護施設等への指定権限等の有無に関わらず、通報等を受けた市が行います。その中でも、利用者の生命・安全に関わる等の緊急性の高い事案については、迅速に対応することが必要です。ただし、市が指定権限を有していない場合は、指定権限等を有する道と連携し、実施します。事実確認の方法については、当該事案の通報等の内容（情報の確度、事案の緊急性等）や当該養介護施設等の状況を踏まえ、以下の３つの中から適切なものを検討のうえ、実施します。

●高齢者虐待防止法の主旨を踏まえて、当該養介護施設等の任意の協力の下に行う調査
●介護保険法第 23 条に基づくいわゆる「実地指導」
●介護保険法第 76 条第１項、第 78 条の７第１項、第 83 条第１項、第 90 条第１項第 100 条第１項、第 115 条の７第１項、第 115 条の 17 第１項、第 115 条の 27 第１項に基づくいわゆる「監査」

※指定介護療養型医療施設の開設者等に対する監査：介護保険法附則第 130 条の２第１項

※介護医療院の開設者等に対する監査：改正後の介護保険法第 114 条の２（平成３０年４月１日施行）

市から道への報告は、市が行う事実確認により養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された事例に限るのが基本ですが、養介護施設等の協力が得られない場合等、必要に応じて早期に道へ報告し、共同で事実確認を行うことも検討します。

※指定権限の有無に関わらず、市も養介護施設等へ監査（立入調査等）を行うことが可能ですが、その後の勧告・命令や指定の取り消し等に関する権限は（地域密着型サービスを除く）、指定権限等を有する道であるため、道と共同で監査を実施する等の検討も行ないます。

（2）市から道への報告

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告します（法第 22 条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事例以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、道には養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例のみを定期的に報告します。悪質なケース等で、道による迅速な権限発動が求められる場合には、定期的な報告を待たずに市から道に報告することも検討します。

（3）道による事実の確認

市のみでは高齢者虐待の事実確認が困難、又は市と道が共同で調査を行うべきと判断される事案について、市は道に報告します。道は報告に係る養介護施設等に対して、事実確認のための調査を実施します。市は調査の際に道から同行を依頼された場合は、連携して対応します。

５　養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとすることとされています（法第 25 条）。

この公表制度を設けた趣旨は、高齢者虐待を行った施設等に対して制裁を与えるものではなく、各都道府県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県・市町村における高齢者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを着実に進めることを目的としています。（ただし、高齢者虐待等により、介護保険事業所としての指定取消が行われた場合には、介護保険法に基づきその旨を公示します）。

６　身体拘束に対する考え方

介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供に当たっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘

束ゼロへの手引き」（厚生労働省　身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「緊急やむを得ない場合」とされるものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

身体拘束の具体例

①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体感や四肢をひも等で縛る。
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「緊急やむを得ない場合」に該当する３要件（すべて満たすことが必要）

○切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
○非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
○一次性：身体拘束は一時的なものであること

○留意事項

身体拘束の適正化を図るため、基準省令において事業者は以下の措置を講じなければならないこととされています（平成 30 年度施行）。

・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（※）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密

着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとされています。なお、上記の基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。

7　不適切な介護や対応について

不適切な介護や対応についての明確な定義はなく、高齢者虐待との線引きは難しいですが、少なくとも何らかの改善が必要である行為であり、高齢者の尊厳を保つことができていない状態と考えることが大切です。

長く同じ環境にいると、「これ位なら大丈夫」、「他職員も行っているから」等とその行為が放置され日常化することで、結果的に虐待につながってしまう恐れがあります。職員個人の資質の問題のみとして捉えるのではなく、組織として現状の介護や対応について不適切であるということを認識し、改善に向けて取り組んでいくことが必要です。

〇不適切な介護や対応の一例

・高齢者本人に対し親しみをこめて、「ちゃん」付けなどと愛称で呼ぶ。
・「動かないで」、「座っていて」などと、高齢者の意にそわない制限をする。
・薬を食事に混ぜて、服用してもらう。
・尿意を訴える高齢者本人に「オムツにしなさい」と声をかける。
・自分で身体を洗うことができるにも関らず、時間がかかるとの理由で介助を行う。
・自分で食事摂取ができるにも関らず、時間がかかるとの理由で介助を行う。
・高齢者本人の希望ではなく、施設の日課に合わせた生活を強要する。

8　養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

養介護施設従事者等による高齢者虐待に適切に対応していくためには、その背景となる要因を明らかにしていくことが重要です。

（1）組織運営について

①理念とその共有の問題

- 介護理念や組織全体の方針がない。
- 理念を共有するための具体策がない。

②組織体制の問題

- 責任や役割が不明確である。
- 必要な組織がない、または形骸化している。
- 職員教育のシステムがない。

③運営姿勢の問題

・情報公開に消極的である。

・効率優先、家族との連携が不足している。

（2）従事者等の負担やストレス、組織風土について

①負担の多さの問題

・人手不足、業務の多忙さ、夜勤時の負担

②ストレスの問題

・負担の多さからくるストレス

・職場内の人間関係

③組織風土の問題

・見て見ぬふりをする。

・安易なケアや身体拘束の要因

・連携の不徹底

（3）チームアプローチについて

①役割や仕事の範囲の問題

・リーダーの役割が不明確である。

・介護職の業務内容があいまい、広すぎる。

②職員間の連携の問題

・情報共有や意思決定の仕組みがない。

・異なる職種間の連携が不足している。

・年齢や採用条件により壁がある。

・「誰かがやってくれる」という考え方が蔓延している。

（4）倫理観とコンプライアンス（法令遵守）について

①非利用者本位の問題

・安易に身体拘束を行っている。

・流れ作業による一斉介護が日常化している。

②意識不足の問題

・職業倫理が薄れている、または欠如している。

・介護理念が共有されていない。

③意識や知識の問題

・高齢者虐待防止法や身体拘束禁止規定、その他必要な法令を知らない。

・身体拘束に替わるケアを知らない、または考えられない。

（５）ケアの質について

①認知症ケアの問題

・「何もわからない」などの中核症状への誤解

・行動・心理症状（ＢＰＳＤ）へのその場しのぎの対応

②アセスメントと個別ケアの問題

・利用者の心身状態を把握していない。

・アセスメントやケアプランと実際のケアの内容が連動していない。

③ケアの質を高める教育の問題

・ケアに関して学習する機会の不足

・アセスメントとその活用方法の知識不足

これらは、放置されることで虐待の発生を助長するものであり、相互に関連していることが多くあります。また、「不適切な介護や対応」の発生要因ともなります。背景となる要因をしっかり分析しその解消に組織として取り組むことで、「不適切な介護や対応」の段階で虐待の芽を摘むことが求められます。

※「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図

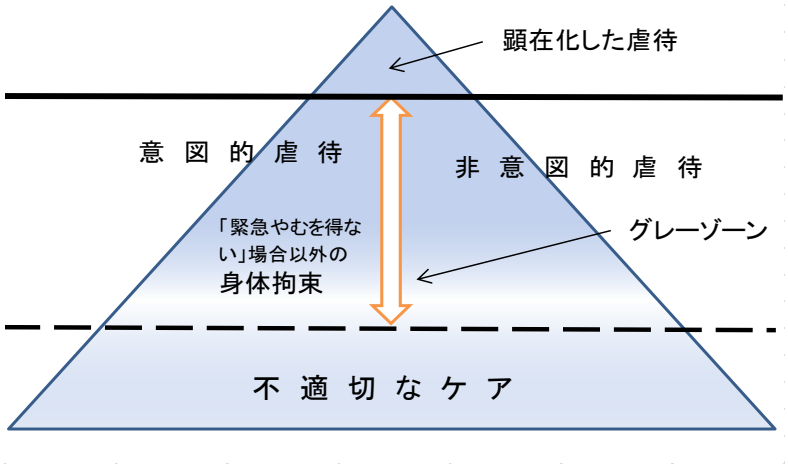

認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」より

９　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

（１）管理職・職員の研修、資質向上、メンタルヘルス

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践に繋げることが重要です。養介護施設等において、定期的にケア技術向上や認知症への理解、高齢者虐待に関する研修を実施する

とともに、市や道で開催されている研修等に積極的に職員を参加させ、職員個々人の資質を向上させることが必要です。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因として、「職員のストレスや感情のコントロールの問題」があげられます。職員のストレス対策として、メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修が有効です。

養介護施設等においては、職員個々人への意識啓発もさることながら、組織全体としての意識醸成、取組の推進が不可欠です。施設長等の管理職が中心となってサービス向上にむけた取組や虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備が求められます。

（2）情報公開

養介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境を提供するものですが、外部から閉ざされた空間でもあり、発生した身体拘束等の虐待事案が通報されにくい可能性があります。このため、養介護施設等の施設長等を中心とした従事者同士の一層の協力・連携による風通しの良い組織運営とともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが有効です。具体的には、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることが求められます。

（3）苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設等に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています（法第 20 条）。養介護施設等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されているかどうか適切に把握することが求められています。

また、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

（4）組織的運営の改善

養介護施設等には、高齢者虐待の未然防止のために、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているか把握することが求められています。これらを自主的に点検し、必要に応じて体制を見直し、運用を改善する必要があります。運用改善にあたっては、「ヒヤリハット報告書」を活用し、組織内リスク要因の洗い出しに努めることや事故・ヒヤリハットを個人の責任としない組織風土をつくることも必要です。

また、市では認知症高齢者等への対応で苦慮している養介護施設従事者等に対し、ケア能力や対応スキル向上に向けて研修等を実施します。

第４章

Ｑ＆Ａ

市内の介護事業所を対象に実施した高齢者虐待に関するアンケートに寄せられていた内容を中心に回答していますので、こちらもご確認ください。

Q1．65 歳未満の第 2 号被保険者の扱いはどうなりますか？
A1．養介護施設への入所、養介護事業にかかるサービスの提供を受ける障がい者については「高齢者」とみなし、養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます。
Q2．虐待かどうか判断できず、相談や通報をするべきか迷います。
A2．相談や通報後、地域包括支援センターが事実確認や緊急性、虐待の有無の判断をします。迷っている今が相談、通報の時期になりますので、お気軽に地域包括支援センターにご連絡ください（19 ページ参照）。 また、虐待の事実があり、その後虐待が解消されたとしても通報の義務は消失しません。
Q3．虐待の相談や通報をした場合にどのようなことを聞かれますか？
A3．虐待の状況や高齢者、養護者等の状況、通報者の情報などを聴き取ります。そのような事実を見たり聞いたりした場合には、ありのままを記録に残すよう心がけましょう。しかし、記録に残すことを意識しすぎて、通報が遅れてしまうことには注意してください。不確かな情報や疑いの段階であっても、積極的に相談・通報してもらってかまいません。
Q4．養護者自身が一人で介護を抱え込み、ネグレクトを含めて虐待の認識がない場合、ケアマネジャーとして、頑張って介護をしている家族に「それは虐待です」とは言いづらいです。
A4．虐待は当事者の自覚の有無は問いません。どんなに頑張っていてもその結果、本人の権利を侵害していれば、残念ながらその行為は虐待になってしまうことがあります。これは、高齢者本人が虐待を否定していても同様です。まずは、地域包括支援センターに相談してください。 虐待対応において必ずしも当事者に虐待であるということを伝えているわけではありません。組織で判断し、役割分担をしながらチームとして支援していきます。
Q5．なぜ虐待対応と大袈裟にしなければならないのですか？ケアマネジャーや家族、施設の中で解決することではダメですか？
A5．虐待は高齢者の権利が侵害されており非日常が続いている状況です。「この位なら、大丈夫だろう」と放置すると権利侵害は拡大します。 複雑な要因が絡み合い虐待に至っていることが多くあり、ケアマネジメントや家族間だけで解決するのは難しいことの方が多いです。また、適切な時期に行政権限を行使することで、事の重症化を防いだり、介護負担の軽減を図ること

ができます。 施設については、長く同じ環境で働くことで慣れや感覚麻痺で行っている介護が、結果的に高齢者の権利を侵害していることもあります。外部の目を入れ客観的に判断し対応していく必要があります。
Q6．養護者も認知症の場合、暴力を振るうのは致し方ないと思います…
A6．どんな理由や背景があっても高齢者虐待を肯定することにはなりません。この場合は養護者自身にも支援が必要なので、地域包括支援センターに相談しましょう。認知症初期集中支援チーム等が介入し支援することもあります。
Q7．不適切な介護と虐待の違いがよくわかりません。
A7．本マニュアル 32 ページにも記載していますが、不適切な介護や対応と虐待の区別はとても難しいです。不適切な介護や対応は、何らかの改善が必要な行為であり、現状高齢者の尊厳が守られているとは言い難い状況です。施設内でケア内容について振り返り、日頃から改善に向け検討を続けることが必要です。また、知らないうちに虐待を行ってしまっていることもあるので、まずは地域包括支援センターに相談してください。判断は市で行います。通報者の秘密は守られます。
Q8．高齢者本人の訴えから利用施設の不適切介護ではないかと思われるが、ケアマネジャーが事業所へ相談するべきか、市に相談するべきか判断に迷います。
A8．迷った段階で地域包括支援センターへご相談ください。
Q9．家族間での心理的虐待に関しての判断が難しいです。
A9．高齢者本人が不安や恐怖感を表出しているか、助けを求めているかが重要です。表出できないのであれば、関係者の感じ方も判断材料ですが、いずれにしても地域包括支援センターにご相談ください。
Q10．利用者家族が通帳を管理していたが、施設利用料の支払いが滞った為、施設が経済的虐待ではないかと考え、通帳を管理することになりました。これは正しい対応でしたか？
A10．施設として家族へ利用料の滞納を請求することは必要ですが、施設単独で経済的虐待と判断することはできません。養護者支援が必要な場合もあり、地域包括支援センターに通報し対応について相談してください。ただし、虐待ではなく、契約に基づいた金銭管理については問題ありません。
Q11．介護事業所としても研修を実施しているが、職員がどこまで高齢者虐待防止法について理解しているか不安です。
A11．業務多忙や職種によってシフトが不規則である中、職員研修を実施することは大変だと思います。それでも、定期的に研修を開催し繰り返し周知していくことが大切です。市では高齢者虐待に関する出前講座を行っていますのでご活用ください。

第５章

資料

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

発令　　：平成 17 年 11 月９日法律第 124 号

最終改正：平成 29 年６月２日号外法律第 52 号

改正内容：平成 29 年６月２日号外法律第 52 号[平成 30 年４月１日]

〇高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

〔平成十七年十一月九日法律第百二十四号〕

〔法務・厚生労働大臣署名〕

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律をここに公布する。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条―第十九条）
第三章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条―第二十五条）
第四章　雑則（第二十六条―第二十八条）
第五章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条　この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

２　この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

３　この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

４　この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二　養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5　この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ　高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二　老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6　六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は

養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条　国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条　養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

２　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章　養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条　養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条　市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条　市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条　市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条　市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

２　市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

３　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条　市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

２　市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条　市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

２　前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第十八条　市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）

第十九条　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

２　都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章　養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条　養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条　養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行

う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

３　前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

４　養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

５　第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

６　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

７　養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条　市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

２　前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条　市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条　市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護

施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条　都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章　雑則

（調査研究）

第二十六条　国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条　市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

２　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条　国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章　罰則

第二十九条　第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

２　高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

３　高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則〔平成一八年六月二一日法律第八三号抄〕

沿革

平成一八年一二月二〇日号外法律第一一六号〔道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律附則六条による改正〕

平成二三年　六月二二日号外法律第七二号〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律四条による改正〕

平成二九年　六月　二日号外法律第五二号〔地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律三条による改正〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十条並びに附則第四条、〔中略〕第百三十一条から第百三十三条までの規定　公布の日

二～五　〔略〕

六　〔前略〕附則第五十三条、〔中略〕第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定　平成二十四年四月一日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十条の二　第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法

の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

２　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

３　第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔平成一八年一二月二〇日法律第一一六号抄〕

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一月政令一〇号により、平成一九・一・二六から施行〕

附　則〔平成二〇年五月二八日法律第四二号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二一年一月政令九号により、平成二一・五・一から施行〕

附　則〔平成二三年六月二二日法律第七二号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定　公布の日

二　〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第五十一条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則〔平成二三年六月二四日法律第七九号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条　この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附　則〔平成二六年六月二五日法律第八三号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第七条、〔中略〕第七十一条及び第七十二条の規定　公布の日

二　〔略〕

三　〔前略〕附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定　平成二十七年四月一日

四・五　〔略〕

六　〔前略〕附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定　平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

〔平成二七年二月政令四九号により、平成二八・四・一から施行〕

七　〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条　附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則〔平成二九年六月二日法律第五二号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定　公布の日

二・三　〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する『サイン』として、以下のようなものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは例示ですので、この他にも様々な『サイン』があることを認識しておく必要があります。

身体的暴力による虐待のサイン

ﾁｪｯｸ欄	サ イ ン 例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

心理的障害を与える虐待のサイン

	かきむしり、噛み付き、体のゆすり等が見られる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）が見られる。
	自傷行為が見られる。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。

性的な暴力による虐待のサイン

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズが見られる。
	性器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。

	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごす事が増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。
	睡眠障害がある。

経済的虐待のサイン

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が盗られたと訴える。

介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待のサイン

	居室、住宅が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりの褥瘡ができている。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

セルフネグレクトに見られるサイン

	脱水症状、栄養不良、未治療又は不適切な治療状況、不衛生状況
	危機的、非安全な生活水準（例：不適切な配線状況、室内トイレ・暖房なし、配水設備の不備等）
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
	不衛生又はきたない住居（例：ゴミの放置、害虫の出没、トイレの故障、尿のにおい、悪臭等）
	不適切又は不十分な着衣状況
	必要な医療補助具の欠如（例：眼鏡、補聴器、義歯等）
	薬や届けた物が放置されている

	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度が見られる
	金銭管理できず、不適切な金銭の蓄え

家族の状況に見られるサイン

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見られる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる。
	高齢者の健康や疾患に関心が無く、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のききかたをする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

地域からのサイン

	自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物を投げる音が聞こえる。
	昼間でも雨戸が閉まっている。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相を示している。
	郵便受けや玄関先等が手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパーで一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	道路に座り込んでいたり、徘徊している。

その他のサイン

	通常の生活行動に不自然な変化がみられる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	睡眠障害がみられる。

出典「世田谷区高齢者虐待対応マニュアル」　　一部変更

セルフネグレクトに関しては米国高齢者虐待問題研究所（ National Center on Elder Abuse ）

稚内市高齢者虐待防止連絡会議開催要領

（目的）

第１　この要領は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、高齢者の尊厳を保持し安定した生活を支援できるよう、高齢者虐待の早期発見、早期介入等において、地域包括支援センターを中心に市及び関係機関等の連携が円滑に図られることを目的として、稚内市高齢者虐待防止連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。

（協議事項）

第２　会議は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　高齢者虐待相談に対する支援に関すること。

（２）　高齢者虐待防止の普及啓発に関すること。

（３）　関係機関相互の情報交換及び協力体制に関すること。

（４）　稚内市高齢者虐待対応マニュアルに関すること。

（５）　その他高齢者虐待防止に必要と認めること。

（組織）

第３　会議は、次に掲げる関係機関及び団体（以下「構成団体」という。）の代表者又は職務に従事する者をもって組織する。

（１）　地区民生児童委員連絡協議会

（２）　在宅介護支援センター

（３）　養介護施設等

（４）　弁護士

（５）　警察署

（６）　医療機関

（７）　稚内市の関係部署

（８）　その他市長が必要と認める者

２　会議には、オブザーバーとして、北海道宗谷総合振興局職員の出席を求めることができるものとする。

（虐待ケース会議）

第４　会議は、個別ケースの支援に関して、必要に応じて第３に掲げる構成団体から、必要な職員をもって「虐待ケース会議」を開催することができる。

（守秘義務）
第５　構成団体に属する者は、会議等で知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。
（事務局）
第６　会議の事務局は、稚内市生活福祉部 長寿あんしん課に置く。
（その他）
第７　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要領は、令和２年 12 月１日から施行する。

参考文献・資料等

・「世田谷区高齢者虐待対応マニュアル」
・高齢者虐待に挑む―発見，介入，予防の視点―
高齢者虐待防止研究会
・市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
厚生労働省老健局
・北海道高齢者虐待対応の手引き
・施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト
認知症介護研究・研修仙台センター
・はじめの一歩が大切！高齢者虐待防止-在宅介護での兆候発見.・支援のポイント
川端　伸子　第一法規
・市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き
社団法人日本社会福祉士会　中央法規